



①号「賃金制度等の改正について」に関する説明交渉を行う！②

第7項 基本給加算（キャリア加算）には、適性検査の結果や個人都合等による職名の変更を含むのか明らかにすること。

- ・2区分目となった時の理由に関係なく加算の対象になる。
- ・3職経歴やライフサイクル深度化での加算者は対象とならない。研修（インターンや総合職の現場実習など）は含まない。現行の技術アカデミーは対象となり得る、イノベーションは内容をみてその都度の判断となる。

第8項 夜勤手当の単価を40/100に増額する根拠を明らかにすること。

- ・鉄道事業の性質上、不規則な勤務、深夜帯の勤務は避けられないことから拡大する。
- ・法定水準(25/100)よりも既に高い水準である。対象時間は今回変更しない。
- ・基本給30万円で1時間100円の増。個人で支給額が異なり、還元率とか総額を出すのは難しい。

第9項 「運転士見習・車掌見習いの技術指導を行う者として特に指定された者」の職務手当を「乗務員の見習の技術指導を行う者として特に指定された者」とし、支給額を5,000円の同額にした根拠を明らかにすること。

- ・技術指導の車掌と運転士で額が違ったのは歴史がある。職名を統一するので、高い方に合わせる。
- ・内勤の指導の手当では、車掌と運転士で同額を支給している。
- ・車掌と運転士で同額になるが、養成期間が違うので、そこで違いが出る。
- ・新規養成の技術指導を対象としている。転換や復帰養成は有資格者が対象であり、重みが違う。

第10項 旅費制度を全体的に改正するに至った根拠と目的を明らかにすること。

- ・国鉄時代から続く考え方で、公務員の考え方を参考にした制度であった。
- ・外部要因(宿泊施設やコンビニストアの充実等)と、内部要因(事務の簡素化・集約化、Joi-Tab貸与)などが変化してきたことから、定額を支給する方法から、本来の経費の実費支給という原則に近づける。(組合)地方や新幹線沿線ではコンビニストアも一頃より減少している。喫食の機会が改善されてはいるが、十分とは言えない認識だ！統計資料でも食事代は上がりこそすれ下がっていない。実態を見るべきだ！

第11項 日当及び宿泊諸雑費を廃止した場合において、実費支給となる「業務上必要な経費」について、細部と根拠を明らかにすること。

- ・内外の環境が変化したため変更する。必要な経費とは、JR他社線や私鉄やバス等の交通費、その他通信費くらいと想定している。「食事代」は旅費や日当にそもそも含まれていないという考えだ。
- ・ICカードでの支払いは履歴確認できれば良い。交通費は簡単に調べられるのでそれで確認できる。
- ・システム入力も充当人員をやめて簡素化する。システム自体も2020年4月で新制度に対応した改修を行う。さらに、JINJREと旅費システムの統合を2021年4月には行う計画である。

第12項 職務旅費を廃止する根拠を明確にすること。

- ・職務旅費は日当としての性格が強かった。今回環境の変化に伴い、他の日当と併せて廃止する。(組合)乗務旅費では、時間も場所も毎日変化する乗務員の食事代という認識である。(会社)用務地での交通費や通信費など諸々の経費であったと認識している。環境変化に踏まえ廃止する。

第13項 赴任旅費について、実費支給となる交通費、宿泊料について、基準を明らかにすること。

- ・赴任旅費(交通費、宿泊料、移転料等)は非課税扱いとなる。交通費は実費支給の原則に立ち戻る。
- ・宿泊料は、距離や職制の区分は無くした。市況を参考にして13,000円とする。
- ・赴任旅費に関わる請求等の手続きは従来通りとなる。